



(2019年2月25日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

2019年(平成31年)2月22日(金)、第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。同部会において、事務局である厚生労働省より企業年金・個人年金を取り巻く状況及び主な検討課題(案)等について説明があり、各委員で議論されておりますのでご案内申し上げます。

I. 議題

- (1) 企業年金・個人年金制度の現状等について
- (2) 次回以降の進め方について(案)

II. 企業年金・個人年金制度の現状等について

(1) 概要

議題「企業年金・個人年金制度の現状等について」の中で、事務局より、企業年金・個人年金制度の在り方を検討するに当たり、各制度を取り巻く状況を踏まえ、以下のとおり検討課題(案)が示されました。なお、今回は各課題(案)に対し事務局から具体的な提案はなされておらず、今後審議されていく予定です。

- ✓ 就労期間の延伸を制度に反映し長期化する高齢期の経済基盤を充実するとともに、高齢期における多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする環境の整備など
(加入可能年齢、拠出限度額、受給開始可能年齢などの拠出時・給付時の仕組み)
- ✓ 従業員の老後資産の形成に向けた事業主の取組を支援する環境の整備など
(中小企業施策、柔軟で弾力的な設計、事務負担の軽減など)
- ✓ 働き方や勤務先に左右されない自助努力を支援する環境の整備など
(iDeCoの普及・改善、ポータビリティの拡充など)
- ✓ 老後資産の形成・取り崩しに関する選択を支える環境の整備など
(運用方法等に関する情報提供や投資教育の充実など)
- ✓ 企業年金・個人年金制度を安定的に運営するための体制の整備など
(企業年金のガバナンスの確保、制度を支える企業年金連合会・国民年金基金連合会等の基盤強化など)

(2) 委員からの主な発言

上記検討課題(案)等に対し、委員からの主な発言は以下のとおりです。

- ✓ 企業年金制度の検討にあたっては、公平性を追い求めるあまり、制度を複雑にするのではなく、加入者にとって分かりやすくなるような制度を検討していくべき。

- ✓ 私的年金の普及推進も重要であるが、公的年金と私的年金で現役時代の所得がどれほど代替できるか等、公的年金と私的年金を併せて議論すべき。
- ✓ 自助努力を支援する環境の整備だけでなく、企業年金全体の普及によるカバー率を上げることも重要であり、企業年金への支援も必要である。
- ✓ 企業年金の受給方法については、年金での受給に比して圧倒的に一時金での受給が多く、年金受取りの場合でも有期年金のケースが多い。高齢期の所得確保の観点に鑑み、年金受給やさらには終身での受取りを増やす施策も検討すべき。
- ✓ 企業年金制度の課題を検討するにあたり、その位置付けが退職一時金由来なのか、または老後の所得保障なのかを踏まえる必要がある。
- ✓ 企業年金の議論は税制の議論と不可分。今後税制改正の要望等も視野に入れているとの理解でよいか。
⇒（事務局より）当部会での議論も踏まえ、本年夏頃の税制改正要望や政府税制調査会への提言に結び付けたいと考えている。

Ⅲ. 次回以降の進め方について

最後に、事務局より次回以降の進め方について説明がありました。

- ✓ 3月に「企業年金・個人年金制度に関する検討課題」として考えられる点について、関係団体（※）からヒアリングを複数回実施。
※労使団体、企業年金連合会、国民年金基金連合会、金融機関等
- ✓ 4月以降はヒアリングを踏まえ、各課題について議論。

なお、次回同部会の日程については、各委員及びヒアリング予定団体のスケジュールを調整したうえで決定すると事務局から報告がありました。

Ⅳ. 資料等

- 配布資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00002.html

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 【電話番号】 03-5404-3081